

副 本

平成23年(ワ)第886号 浜岡原子力発電所運転終了・廃止等請求事件

原 告 石 垣 清 水 外31名

被 告 中 部 電 力 株 式 会 社

準 備 書 面 (50)

令和7年4月30日

静岡地方裁判所民事第2部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

堤

真 吾

外10名



略語例

本件原子力発電所

浜岡原子力発電所 3 ないし 5 号機

(なお, 特定の号機を示すときには, 例えば「本件原子力
発電所 3 号機」と表す。)

令和7年3月10日付け被告準備書面（48）においては、被告が本件原子力発電所3、4号機の原子炉設置変更許可を受けるまでには、同3、4号機のすべての審査項目が概ね審査済みとなった後も相応の時間を要することとなることを述べた。その際に、被告が同4号機及び同3号機の各原子炉設置変更許可申請を取り下げ、同3、4号機に係る一の原子炉設置変更許可申請を行うことを考えていることに触れた（同5頁）。この被告の考えに関し、同月18日の口頭弁論期日において、貴庁から被告に対し、取下げ後の再申請においてはどのような形態で審査資料の引継ぎが行われるか等についての被告の見解の説明を求められたことから、以下回答する。

平成24年2月29日付け被告準備書面（1）で述べたとおり、本件原子力発電所3号機は、昭和56年11月同号機に係る原子炉の設置変更許可（増設）を受け、昭和62年8月に営業運転を開始している。また、同4号機は、昭和63年8月同号機に係る原子炉の設置変更許可（増設）を受け、平成5年9月に営業運転を開始している。

被告は、これら本件原子力発電所3、4号機について、新規制基準に沿って検討を行い、同4号機につき平成26年2月14日付けで、同3号機につき平成27年6月16日付けで原子炉設置変更許可申請を原子力規制委員会に対して行った¹。現在、被告は、同4号機及び同3号機の各原子炉設置変更許可申請に係る新規制基準適合性審査を受けているところである。

令和4年9月2日の原子力規制委員会臨時会議において、被告は、本件原子力発電所4号機及び同3号機については、その設計・建設時期が異なるため一部の設備に違いはあるものの、原子炉や格納容器は同一型式であり、両号機には共通する部

¹ なお、被告は、本件原子力発電所4号機に係る原子炉設置変更許可申請について、平成29年4月6日付け被告準備書面（26）で述べた使用済燃料乾式貯蔵施設の設置のため、平成26年2月14日付けで行った申請の取下げ及び使用済燃料乾式貯蔵施設を同号機の附属施設として追加した内容の原子炉設置変更許可申請を、いずれも平成27年1月26日付けで行った。

分が多いことを踏まえ、審査効率化の観点からプラント班審査における両号機の同時審査を求めた。これに対し、同委員会の更田委員長（当時）から、同4号機及び同3号機の原子炉設置変更許可申請がそれぞれ行われていることを捉え、「それぞれ申請されているので、これに対してどういう許可の答え方をするか」、「今の状態で3、4でそれぞれ審査書を作って判断、別個の判断だと整理をするのか、それとも改めてがっちゃんこして一つの判断だという形にするのか・・・場合によっては申請の形態等を考慮してもらう可能性はあるだろうと思っています」など、同4号機及び同3号機の各原子炉設置変更許可申請とその許可との関係について整理する必要があるとの意見が出された（乙E第84号証）。

これらの経緯を踏まえて、被告は、令和6年11月13日の原子力規制委員会臨時会議において、プラント班審査に関し、本件原子力発電所4号機の新規制基準適合性審査を受けつつ同3号機の同4号機と共通する審査項目についての審査を受け、これらを終えた後に同3号機の固有の事項について審査を受けることとしたうえ、同4号機及び同3号機に係るすべての審査項目が概ね審査済みとなった後は、同3、4号機の原子炉設置変更許可が同時期になされるよう、同4号機及び同3号機の各原子炉設置変更許可申請をいずれも取り下げ、改めて一の原子炉設置変更許可申請を行うとの現段階の被告としての考えを示している（乙E第82号証）。

被告は、上記の取下げと再申請とを行うこととなった場合には、取下げ前の新規制基準適合性審査の結果をすべて反映した申請書及び添付書類を提出してこの再申請を行うこととしている。被告としては、このような対応を行うことで、取下げ前の審査結果及び審査資料が再申請に係る新規制基準適合性審査に実質的に引き継がれることになると考えているところである。

なお、上記に述べた被告の対応は、あくまで被告が考える審査対応スケジュールに基づくものであり、今後の審査の進捗等によっては変更することがある。

以 上